

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 坂 根 實 豊

平成30年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成29年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

(2) 監査の実施時期

平成30年10月9日から10月26日までの間に実施した。

(3) 監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	監査対象数	監査実施数
補助金等交付団体	614	44
指定管理者	10	3
合 計	624	47

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 丸 山 長 智
 " 坂 根 實 豊

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。指定管理業務を行ううえで公の施設の運営及び事務処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な着眼点に監査を実施した。

監査の結果、指摘事項に該当するものは、補助金の交付目的が十分達成できていないと認められるもの2件、補助金算定方法が異なっていることにより補助金が公平に交付されていないもの2件、指定管理物件であるべき土地が指定管理協定書に明記されていないもの2件が認められた。

また、このほか事務処理の改善を要する事項については、各課所管の監査結果で意見を記述した。

補助金交付の不適切案件は、補助金額が極めて過少な案件や、町内で直接営業活動していない案件があるが、補助要綱の条文が曖昧な表記となっているほか、補助要綱の内容や補助金等交付基準を拡大解釈していることが要因と考えられる。

補助要綱の記述が曖昧なものや補助目的にそぐわない項目などは、規定内容の見直しを検討する必要がある。また、補助金交付申請時の審査にあたっては、交付目的が効果的に発揮される案件であるか、さらには、交付基準に適合するものかを総合的に勘案し、安易に補助申請に応じることのないよう改善を求めたい。

指定管理の不適切案件は、姫路公園の安徳の館の敷地及び八東地域福祉センターの施設用地（駐車場敷地を含む）を、指定管理物件として記載しないまま協定書を取り交わしている。

また、八東地域福祉センター施設用地は有償で民有地を借り上げているにも拘わらず、指定管理者に対して転賃借契約を行わないまま貸与しているほか、施設用地の転賃料については無償扱いとしている。転賃借として有償貸与している他課の指定管理案件と比較すると、貸付料の取扱いが相違している。こうした公平性を欠いた取扱いは担当課任せにしているほか、平成22年度に町と社会福祉協議会が施設管理の協議を行った際、民有地を借り入れている施設用地の取扱いを検討することなく、福祉センターとデイ施設の経費負担割合のみの検討に止まったことにより発生したものと認められるため、早急に公平な取扱いに是正すべきである。

さらに、八東地域福祉センターにおいては、指定管理協定書で定められている備品台帳が備え付けられておらず、管理業務仕様書に定める備品等保守管理業務が適正に履行されていない。

今回、監査対象となっていない指定管理案件、特に今年度末で指定期間が満了する案件については、適正な管理運営を行うためにも、管理物件の明確な表示と点検、管理業務関係書類の整理、協定書の条項の点検・見直しのほか、借地物件の転賃案件については、統一かつ適正な取扱いを求めたい。

(2) 実施状況及び指摘事項

ア 補助金等交付団体

1) 総務課所管

補 助 事 業 名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落公民館等整備事業補助金(重枝)	908,388	331,000	10月16日 監査室
八頭町集落公民館等整備事業補助金(下徳丸)	541,080	216,000	
八頭町自衛隊協力会活動補助金	96,224	30,000	
八頭町交通安全母の会活動補助金	30,000	30,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(下大坪)	113,832	37,000	

八頭町消防施設整備事業費補助金(久能寺)	187,920	62,000	10月16日 監査室
八頭町消防施設整備事業費補助金(安井宿)	216,000	72,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(坂町)	15,120	5,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(土師百井二)	77,760	23,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(小別府)	78,840	25,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①防火水槽の消防標識は補助対象として処理されているものの、消防標識と一体的な鋼管ポールを補助対象外として処理していることから、申請者である下大坪区長への補助金交付額が4,000円過少交付されている。

②消火栓ホースと管槍を同時に購入した場合の補助金の算定に当たり、ホースと管槍のそれぞれの購入費に補助率を乗じた事案と、ホースと管槍の購入費を合算した額に補助率を乗じた事案がみられ、双方の補助金額に1,000円の差異が生じ、八頭町補助金等交付基準第6条に定める「公平性の基準」に適合していない。

補助金を算定するに当たり、事業の内容を十分精査するほか、補助要綱も解釈の相違が発生しないような内容に見直すなど、申請者に対するミスリードのリスクを回避する必要がある。

③八頭町交通安全母の会に対する補助金交付要綱において、『事業に必要な経費の一部を補助することができる』と規定しているが、下部団体の支出実績状況を確認しないまま、下部団体への支出額を事業実績とした資料を基に検査を実施し、補助金の額の確定を行っている。

補助金の額の確定は、下部団体の支出実績額を基に作成した収支報告書を提出させて検査し、補助金確定額が妥当かどうかを判断すべきである。

2) 企画課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
路線維持費(補てん分)補助金	8,309,098	4,666,394	10月11日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

3) 地方創生室所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
移住者受入地域組織・団体創出事業補助金	10,103,131	8,000,000	10月11日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

4) 人権推進課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
部落解放同盟八頭町協議会補助金	7,501,002	7,501,000	10月15日 監査室
部落解放・人権政策確立要求八頭町実行委員会補助金	142,286	142,286	
八頭町人権教育推進協議会補助金	1,891,834	1,891,825	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

5) 町民課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落ごみステーション等整備事業費補助金(坂町)	192,240	96,000	10月11日 監査室
鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金 (八東小学校子どもエコクラブ)	19,848	19,848	
八頭町とっとり森・里山等自然保育認証園支援 事業補助金 (特定非営利活動法人ハーモニーカレッジ)	7,104,000	461,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①八頭町補助金等交付規則第9条に規定する補助金等の交付台帳に日付や金額の記載漏れがあり、事後整理が疎かとなっている事例がある。

6) 福祉課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会補助金	137,345,873	66,847,000	10月11日 監査室
八頭町福祉のまちづくり推進事業(岸本内科)	6,615,000	3,459,000	
八頭町身体障害者福祉協会補助金	1,404,699	1,250,000	
八頭町障害者自立支援事業実施に伴う基盤整備 事業費補助金(たんぼぼ)	39,551,852	9,887,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①八頭町補助金等交付規則第9条に規定する補助金等の交付台帳に日付や金額の記載漏れがあり、事後整理が疎かとなっている事例がある。

7) 産業観光課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
起業家支援補助金	3,897,417	750,000	10月9日 10月15日 監査室
起業家支援補助金	1,548,000	750,000	
起業家支援補助金	2,485,237	750,000	
起業家支援補助金	1,024,941	512,000	
間伐材搬出促進事業(八頭中央森林組合)	50,512,440	10,102,488	
中山間地域等直接支払交付金(上津黒集落協定)	3,780,984	3,251,147	
中山間地域等直接支払交付金(八頭船岡農場)	8,855,908	8,855,908	
多面的機能支払交付金(徳丸どんどの会)	2,498,381	2,274,624	
鳥取梨生産振興事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合八東支店課実部)	10,267,471	5,724,808	
鳥取和牛振興総合対策事業費補助金 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業) (いなば畜産クラスター協議会)	32,076,000	13,430,000	
田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル 事業費補助金(玉葱生産組合)	140,532	112,427	
田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル 事業費補助金	57,230	45,785	
八頭町担い手規模拡大促進事業	640	640	
もうかる6次化・農商工連携支援事業 (有) 田中農場)	17,593,200	10,298,666	
間伐促進事業補助金(八頭中央森林組合)	75,438,240	8,949,642	
森林環境保全税関連事業費補助金(竹林整備事業) (パイケミ農法研究会)	2,324,000	2,115,996	
森林環境保全税関連事業費補助金(竹林整備事業) (橋本建築)	5,000,770	4,516,689	
森林環境保全税関連事業費補助金(竹林整備事業) (橋本建築)	2,808,040	2,538,132	

○監査結果

①担い手規模拡大促進事業費補助金において、事業費640円で補助金640円を交付している事例がみられた。

同補助金交付要綱においては特に拡大規模の面積規定や補助金額の最少限度額の基準がないことから、拡大規模が85㎡という僅かな遊休農地であるにも拘らず、認定農業者の規模拡大意欲を喚起し、遊休農地の解消を図るものとして補助金の交付決定を行っている。

本件は、同補助金交付要綱に抵触した取扱いとは認定できないものの、拡大面積及び補助金額とも僅かなことから、八頭町補助金等交付基準第6条の交付基準に照らし効果性は極めて希薄なもの認められる。

一定の規模或いは一定の事業費に満たないものについては、適用除外とするなどの運用を再考する必要があるものと認められる。

②起業家支援補助金において、町内に法人登記を行い県外に在住して事業展開している者に対し、町内において事業を開始したものと認定し、起業に要した経費の一部として512,000円の補助金を交付している。

同補助金交付要綱第1条において、『町内産業の振興及び地域経済の活性化を図る』ことが趣旨であると規定しているが、本件はいずれの趣旨にも十分適合しているとは言いがたいものと認められる。

本件は、町内に法人登記を行っている面では要件を満たしているものの、営業の主体が県外にあることや、地域への寄与は極めて限定されると認められることから、補助金が地域経済に与える効果は薄いものと認められる。

補助金交付要綱における補助対象者の認定など、地域経済に幅広く寄与するものを対象とするなど、運用面を含め交付要綱を見直す余地があるものと思われる。

③八頭町補助金等交付規則第9条に規定する補助金等の交付台帳に日付や金額の記載誤りがあり、事後の台帳整理が疎かとなっている事例がある。

8) 社会教育課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町小学生育成事業補助金(ホッケー)	11,000	5,500	10月16日 監査室
八頭町小学生育成事業補助金(ホッケー)	16,500	8,250	
八頭町小学生育成事業補助金(野球)	4,600	2,300	
八頭町小学生育成事業補助金(野球)	4,600	2,300	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①小中学生育成事業補助金において、桁違いの補助金交付請求書を受理している。

イ 現地調査

1) 産業観光課所管

補助事業名等	実施日
もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金 ((有)田中農場)	10月26日

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

ウ 指定管理者

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
姫路公園	(株)やずふれあい市場 代表取締役 田崎宏親	10月9日	管理料 (3年間)	H28年度	4,000,000
				H29年度	4,000,000
		H30年度		4,000,000	
		現地	指定期間	H28.4.1 ~ H31.3.31	

○監査結果

平成29年度は総事業費4,288,795円のうち指定管理料4,000,000円で業務が行われている。

①姫路公園内にある安徳の館の建物は指定管理物件としているにも拘わらず、同施設の敷地については指定管理物件に含めていない。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
船岡竹林公園	(株)遠藤農園 代表取締役 遠藤禮子	10月11日	管理料 (3年間)	H27年度	6,284,000
				H28年度	6,140,000
				H29年度	6,130,000
		現地	指定期間	H27.4.1 ~ H30.3.31	

○監査結果

平成29年度は総事業費11,318,794円のうち指定管理料6,130,000円で業務が行われている。

①指定管理協定書第16条において八頭町竹林公園条例第9条における利用制限に関する業務として、「竹木を伐採し、又は植物を採取すること」が禁止行為とされているが、当事者が協定書の内容を十分把握していないことから、毎年イベントとしての「竹の子堀」が禁止行為にあると認識していない。

竹の子を採取するイベントを実施しても、公園管理として特に支障がないのであれば、協定書を実態に即した内容に見直すべきと考える。

2) 福祉課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
八東地域福祉センター	八頭町社会福祉協議会 会長 桑村和義	10月15日	管理料 (3年間)	H28年度	6,858,000
				H29年度	6,858,000
				H30年度	6,858,000
		現地	指定期間	H28.4.1 ~ H31.3.31	

○監査結果

平成29年度は総事業費10,833,656円のうち指定管理料6,858,000円で業務が行われている。

①指定管理協定書における管理物件の中に「別紙仕様書のとおり(駐車場を含む)」としているが、管理業務仕様書の施設の概要には建物面積のみが記載され、駐車場敷地を含む福祉センター施設敷地の面積については一切記載されていないため、管理物件として計上しておくべきである。

②当該施設の敷地は町有地を借り上げているにも拘わらず、指定管理者に対して転貸借契約を行わないまま転貸しているほか、転貸料も徴収することなく無償扱いとしている。他課の有償貸与している指定管理案件(大門体験農園管理棟及び附属便所)と取扱いが相違し、地主に支払う賃借料を町が全額負担している状況にある。担当課任せにしていることも発生原因であると思われることから、早急に統一性のある取扱いに是正すべきである。

③無償で指定管理者に貸与している町所有の備品については管理台帳が備えられておらず、管理業務仕様書に定める備品等保守管理業務が適正に履行されていない。